

(参考)

福島県高等学校PTA連合会顕彰規程

第1条 (総則)

本会は、各地区から推挙されたものについて、理事会の議を経て、次の顕彰をおこなう。

第2条 (表彰)

表彰は次の各項による。

- 1 本会及び各地区会の活動について功績顕著な個人並びに団体について表彰する。
- 2 生徒の社会参加活動並びに生徒会活動等について功績顕著な個人並びに団体を表彰する。
- 3 その他各地区会が適当と認める個人又は団体について表彰を推薦することができる。

第3条 (感謝状)

感謝状は、本会の役員が退任したときに贈呈する。

附 則

- 1 表彰状並びに感謝状は年次大会において贈呈する。
ただし、生徒の表彰については在学中に贈呈することができる。
- 2 原則として副賞は付けない。
- 3 表彰状と感謝状は重複して受けられない。
- 4 この規程は昭和63年4月1日から施行する。
- 5 平成15年5月25日一部改正
令和2年5月28日一部改正

生徒表彰選考基準

1 社会参加活動

2年以上継続された活動で、社会的にも高い評価を得たもの。

2 生徒会活動等

(1) 生徒会活動

生徒会として、又は役員等として他に例を見ない特筆すべき活動をしたもの。

(2) 部活動等

全国大会において、優勝(第1位)又はそれに準ずる成績を上げたもの。

① 全国大会の範囲

関係省庁等が主催、共催、後援する大会で、県予選会を経て出場権が得られるもの。

② 優勝に準ずる成績

最優秀賞等、その大会等において最高位の成績を上げたもの。

※ 平成16年12月3日 第3回役員・専門委員合同会議において承認。